

【Ⅲ】基準ごとの自己評価

基準 11. 社会的責務

11-1. 社会的機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされていること。

(1) 事実の説明(現状)

11-1-① 社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がされているか。

本学では、教職員が遵守すべき組織倫理に関して中核となる規程として「兵庫大学等就業規則」を定めている。この「就業規則」では、第3条に教職員の義務として「職員は、教育基本法（昭和22年法律第25号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に従うとともに、建学の精神に基づく学園の教育目的を尊重しなければならない。」と示している。また、この「建学の精神」を具現化する行動規範として、平成17（2005）年6月に次のとおり「学園訓」を定めている。

互 譲	寛 容	感 謝	学 園 訓
た す け あ う 心	信 じ あ う 心	生 か さ れ る 心	

また、「兵庫大学等組織運営規程」及び「兵庫大学事務分掌規程」を定めて、本学の組織に所属している教職員の職務と役割の分担を明確にしている。

教員の研究に関する規程としては、「研究倫理委員会規程」や「動物実験委員会規程」を定め、特に公的研究費等への取扱いについては、「公的研究費の運営・管理等の取組指針」「公的研究費の使用に関する行動規範」、「公的研究費運営・管理規程」、「公的研究費の不正防止計画」、「研究費等不正使用防止委員会規程」を定めている。他には、「公益通報等に関する規程」、「人権教育推進委員会規程」を定め、また、ハラスメントへの対応については、「ハラスメントの防止等に関する規程」や「ハラスメント防止対策についてのガイドライン」を定めて、本学が社会的機関として必要な組織倫理が確立するよう努めている。

11-1-② 組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされているか。

「就業規則」や服務等に関する規程については、就任前に「就労等に関する説明会」を開催して、就任予定者全員に周知し、遵守することを徹底している。また、全教職員に規程集を配布（規程の改廃時には適宜差し替え）して、組織倫理の確立をはかっている。

研究上における組織的な倫理を確立するために、「研究倫理委員会」や「動物実験委員会」が機能しており、公的研究費の使用については、その関連規程や指針を整備している。

ハラスメントについては、規程に基づき、各部署からなる相談員を配置、入学時には、全学生に「ハラスメント防止対策についてのガイドライン」を配布し、また、平成22年度

から学外で実習を受ける学生対象の「ハラスメント防止に向けて」を作成し、対象学生及び実習施設等へ配布など、ハラスメントの防止やハラスメント事象への対応に備えている。

さらに法令遵守精神の向上をはかるため、学長に対する「法的課題に関する特別顧問」を配置するとともに、法人においても理事として法律の専門家を選任し、法令及び学内諸規定に反する行為があった場合への対応に備えている。

また、人権に関する取り組みとして、「人権教育推進委員会」を設置し、人権意識の向上や人権啓発活動の推進に努めるなど適正に運営している。

(2) 11-1の自己評価

組織倫理に関する規程等については、概ね整備できている。

(3) 11-1の改善・向上方策（将来計画）

組織倫理や研究者倫理に関する規程は、ほぼ整備されたので、今後は実際に問題が生じた場合に現行規程を適用して対応し、必要に応じて改正していく。ハラスメント対策については、今後、外部で実習を受ける学生に対してのハラスメント防止対策を講じることやハラスメント事象が起こった場合、より相談員に相談しやすい対策を整えるなど改善をはかっていく。

11-2. 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能していること。

(1) 事実の説明（現状）

11-2-① 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能しているか。

本学及び本学の周辺、また本学の構成員の身の上において、緊急に対処すべき危機事象が発生した場合には、「危機管理に関する規程」に基づき、学長は、危機対策本部を設置し、その対応にあたることになっている。さらに「危機管理ガイドライン」に基づき、危機管理対策本部の役割や危機事象事例とその担当部署を明確にし、危機事象発生の場合の対応に備え、連絡網や責任者を明確にしている。

火災、地震等の災害については、「防災管理規程」により、防火管理者、防災責任者、火元責任者を置き、その災害に備えている。

火災発生のための訓練として、毎年、教職員や学生を対象に加古川市消防署の指導により防災訓練を実施している。

急な事故や病気などで心停止した者が発生した場合に備えて、学内に「AED」装置を2台配置するとともに、事務職員の研修時に「AED」講習会（普通救命講習）を開催したり、毎年1回学生・教職員対象に同講習会を開催し、「AED」装置を扱える修了者を増やしている。この「AED」装置については、近隣の住民にも対応できるよう体制を整えている。

学内の警備体制は、守衛を常時2名以上配置し、365日、24時間管理体制を確立させている。また、施設については、「図書館ゲートシステム」や「情報教室への入退管理システム」により、その入出室についてのセキュリティーを整えている。

薬品類の取扱いについては、「薬品類の取り扱い管理及び廃棄等に関する規程」により、管理責任者、取扱い責任者、総括取扱責任者を置き、薬品類の購入、取扱い、保管、管理及び廃棄に関して、事故防止を万全に行うよう安全管理体制を整備している。

コンピュータ関連のセキュリティー対策としては、学内に入る情報、学外に出る情報について、あらかじめセキュリティーをかけることにより、適切に通信できるよう調整する「ファイヤーウォール」の整備や、メールやホームページのウィルスの拡散及び感染を未然に防止する「ウィルス対策専用装置」、急な停電に対応できるよう「無停電電源装置」を整備している。

個人情報の保護に関しては、「個人情報の保護に関する規程」を制定し、法令の遵守はもちろんのこと、学園及び教職員が果たすべき責務を明確にしている。

その他、学生や教職員の健康面については、健康管理センターを設置し、カウンセリングが必要な場合、カウンセラー等が対応できるシステムを整えている。

教職員の安全衛生の維持向上、健康障害防止等については、「衛生委員会規程」に基づき、「衛生委員会」が対応している。

法的な対応として、常に顧問弁護士（非常勤 2）及び「法的課題に関する特別顧問」（常勤 1）と相談できる体制を整えている。

（2） 11-2 の自己評価

学内外に対する危機管理体制については、規程やガイドライン等は概ね整備できている。しかし、実際に危機事象が発生した場合、本学の構成員全員が自分の役割を認識し、即対応できる体制にあるかどうかについては、まだまだ充分とは言えない。特に危機事象発生時の報道発表及び報道機関への情報提供についての対応体制が充分ではない。

（3） 11-2 の改善・向上方策（将来計画）

危機管理に関する規程、ガイドライン、危機管理マニュアルについて、さらに本学構成員全員に周知徹底をはかる必要がある。そのためには、まず本学構成員の全員が危機事象に対しての役割を再確認することが重要である。今後、前述の規程やガイドラインに基づく訓練を定期的かつ継続的に実施していく。

さらに、本学が社会的責務を果たし、地域に根ざした高等教育機関として地域から信頼を得、存続していくためには、発生した危機事象に対する情報提供のあり方が極めて重要である。そのため、ホームページ等での情報提供はもちろんのこと、報道発表及び報道機関への情報提供についての対応整備をはかっていく。また、「AED」装置についても増設をはかっていく。

11-3. 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されていること。

（1） 事実の説明（現状）

11-3-① 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されているか。

本学の教員の教育研究成果については、平成 11（1999）年度から毎年「研究年鑑」を発行し、学内で全教職員に対して公表してきたが、このたび、「研究業績管理システム」を導入し、平成 22 年（2010）12 月より現在専任教員全員の研究業績を本学ホームページ上に公開している。また、平成 17（2005）年度から「個人研究費研究活動報告書」を発行し、

学内の全教員に公表し、教員相互の研究活動状況の把握に寄与させ、教員個々の研究活動の啓発に努めている。

さらに、教員の教育研究成果として「兵庫大学論集」、「附属総合科学研究所報」を発行し、学内においては、全教員及び各部署に配布するとともに、学外においては、本学と友好な関係にある全国の約 200 大学に送付することにより学内外に公表している。

各高等学校や地域の市町、商工会議所、企業等及び学生の保護者に対しては、「教員プロフィール」を配布し、本学教員の教育研究活動を広く学内外に公表している。

教育研究成果の公表の場として公開講座がある。兵庫県立東播磨生活創造センター「かこむ」において、本学の各学科単位の企画によるシリーズ(1シリーズにつき4～5回開催)として、その所属学科の教員が担当し、定期的を開催し地域との交流をはかっている。

その他、学内の広報誌として、「WING」「あおぞら」を、学外の広報誌として「兵大ジャーナル～和～」を定期的に発行している。

(2) 11-3の自己評価

本学の教育研究成果は、本学が発行する論集等を通じて、また、その他のツールを用いて、公開講座とともに概ね学内外に公表されている。しかし、特に公開講座については、参加者数において満足いくまでには至っていない。

(3) 11-3の改善、向上方策(将来計画)

教員の教育研究成果については、平成 20(2008)年度から導入した研究業績管理システムのさらなる充実をはかり、ホームページを通じて広く学内外に公表する。このことにより、教員個々の業績を一元的に管理することができるとともに、本学教員の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報することができる。また、公開講座については、平成 21(2009)年度から新設した学長室を中心にして、今後さらなる活発な広報活動を展開するとともに、各学科単位のプログラムの内容をより地域のニーズに合致するように充実させ、参加者数のアップを目指すなど、教育研究成果の公表についても適切に実施していく。

[基準 11 の自己評価]

本学における組織倫理や研究者倫理に関する主な規程等は、概ね整備されている。また、危機管理に関する規程、ガイドライン等についても概ね整備されている。しかし、前述の規程等を全教職員が周知し、その規程等に基づき適切な大学運営が必ずしもなされているとは言えない。さらなる周知徹底が必要であると認識している。

本学の教育研究成果は、各ツールを通じて学内外に公表されているが、特にホームページについては必ずしも適切とは言えず、今後さらなる充実をはかる必要がある。

[基準 11 の改善・向上方策(将来計画)]

東播磨地域 2 市 2 町(加古川市、高砂市、稲美町、播磨町(人口約 43 万人))にある高等教育機関は、本学と本学園が併設する短期大学のみである。このことから、本学が地域に果たす社会的責務は極めて重要であると再認識しなければならない。

その考えのもと、本学の構成員全員が本学が定める規程等を熟知し、これに基づき適切

な運営がなされるよう、さらに周知徹底をはかっていく。また、現行規程等の改廃やその下部規程等についてもさらに整備を進める。

東播磨地域 2 市 2 町にある唯一の高等教育機関として、本学の教育研究成果に対する社会的評価を一層高め、地域に貢献できるよう、全学をあげて組織的に取り組んでいく。

また、近年インターネット環境の普及により、情報提供のツールとしては、特にホームページが重要である。平成 22（2010）年にはホームページのトップページをリニューアルしたが、今後、学内のそれぞれの関係部署と協議を重ね、さらなるホームページの充実をはかっていく。